

参考様式第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年2月17日

府中市長 小野 申人

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

府中市全域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年2月4日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（中心経営体）の状況

経営体数

法人 9経営体

個人 16経営体

4. 3の結果として、当該区域の中心経営体の確保状況

中心経営体はいるが、十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

府中市では、水稻が中心ではあるが、経営安定のため、水稻とアスパラガス、はくさい、キャベツ、ほうれん草などの園芸作物を組み合わせた複合的な農業経営の展開を推進していく。

水稻については、米の直接支払交付金の廃止、需要に応じた米の生産推進に伴い、加工用米等の新規需要米の取り組みについて推進していく。

また、酪農経営も盛んであるため、耕畜連携を推進し、WCS用稲の規模拡大を図る。市内での自給飼料の確保を図ることにより、水田の有効活用と畜産農家の生産コストの低減による経営の安定を目指す。

担い手が不足する地域では、新規就農者の育成や地域外からの担い手を受け入れ、耕作放棄地の発生を防止するとともに、農業者の所得の向上や法人への就農を促進する。